

空き家に関する支援制度一覧

市町村名: 下仁田町

| | 区分 | 事業名称 | 融資・助成の対象となる(工事)内容 | 対象(者)要件 | 限度額 | 融資利率 (利子補給の場合 は利子補給率) | 融資期間 | 申請/募集時期 | 募集枠 | 担当課 | 電話番号 (申込・問合せ先) | HP掲載(リンク先) | その他 |
|------------|----|-------------------|---|---|---|-----------------------------|------|-----------|-----|--------------|---|---|-----|
| 老朽空家等対策事業 | 助成 | 下仁田町老朽空家除却補助 | 住民の安全・安心で良好な住居環境を確保するため、町内の老朽化し、倒壊などのおそれがある空家等を除却する者に対して、予算の範囲内において補助金を交付する | 老朽化した空家等を除却する者 ①自己の住居の用に供していた建築物(併用住宅を含む。倉庫、アパート等除く)で1年以上使用されていないことが常態化しているもの。 ②昭和56年5月31日以前に建築の建物であり、「老朽空家の判定基準」で100点以上と評価されたもの。 ※空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第1項に規定する助言や指導が行われた空家。(ただし、法第14条第2項及び第3項に規定する、措置をとることの勧告を受けまたは命ぜられた場合は除く。) ③補助金交付の対象となる経費(家財道具、機械・車両等の移転又は処分費用等を除く)の除却工事に要した費用が20万円以上であること ④空家に抵当権が設定されていないこと ⑤解体事業者が施工する除却工事であること | | | | | | 保健課 | 0274-82-5490 | https://www.town.shimonita.lg.jp/hoken-kankyo/m01/m02/m12/20240513170717.html | |
| 空き家利活用推進事業 | 助成 | 空き家等利活用支援事業補助金 | 下仁田町空き家バンク制度に登録されている物件を改修する場合に補助金を交付 | 下仁田町での定住及び起業、又は下仁田町を拠点とする二地域間居住を目的に町内の空家等を利用して実施する改修及び事業に付帯する設備、備品等の整備を行う空家等所有者、又は空家等所有者から空家等を借り受ける又は購入する個人、企業、地域自主組織、NPO法人で、指定条件に該当する方 ※条件例 ・目的が定住の場合は、今後5年以上下仁田町に住民登録され、かつ、生活の本拠となる見込みのある方 ・起業が目的の場合は、5年以上下仁田町で事業を継続しようとする方 ・二地域居住が目的の場合は、今後5年以上下仁田町を拠点として活動することを誓約し、その期間在宅するための賃貸借契約又は住宅購入ができる方 ・空家等の所有者で3親等以内の親族でない方 | | | | 成約日から3年以内 | | 企画課 | 0274-64-8809 | https://www.town.shimonita.lg.jp/shimonita-life/s001/040/20170221152933.html | |
| 空き家利活用推進事業 | 助成 | 空き家等利活用片付け支援事業補助金 | 下仁田町空き家バンク制度に登録済みもしくは登録予定の物件について、家財道具等の処分運搬及び屋内外の環境整備に要する費用について補助金を交付 | 以下の条件のいずれかに該当する個人、企業、地域自主組織、NPO法人で、申請時において市区町村民税等を滞納していない方。 ・空き家バンク制度を利用して、空き家等の購入又は2年以上の賃貸借の契約を締結した方(3親等以内の親族の購入又は賃借を除く。) ・空き家バンク制度に登録又は登録を行おうとする空き家所有者 | | | | 成約日から3年以内 | | 企画課 | 0274-64-8809 | https://www.town.shimonita.lg.jp/shimonita-life/s001/040/20170221152933.html | |
| 空き家利活用推進事業 | 助成 | 空き家等利活用取得支援事業補助金 | 下仁田町空き家バンク制度に登録されている物件を取得した場合に補助金を交付 | 令和5年4月1日以降に下仁田町空き家バンクに登録された物件を取得し、以下の条件のいずれかに該当する個人、企業、地域自主組織、NPO法人で、申請時において市区町村民税等を滞納していない方。 ・空き家バンク制度を利用して、空き家等を購入した方(3親等以内の親族の購入を除く。) ・目的が定住の場合は、今後5年以上下仁田町に住民登録され、かつ、生活の本拠となる見込みのある方 ・二地域居住が目的の場合は、今後5年以上下仁田町を拠点として活動することを誓約した方 | 空き家等の取得費の10分の1以内。ただし、1件当たりの補助金は100万円を限度額とする。 ※加算要件あり | | | 取得後1年以内 | 企画課 | 0274-64-8809 | https://www.town.shimonita.lg.jp/shimonita-life/s001/040/20170221152933.html | | |
| 空き家利活用推進事業 | 助成 | 空き家等利活用家賃支援事業補助金 | 下仁田町空き家バンク制度に登録されている物件を2年以上の賃貸借契約を締結した場合に補助金を交付します。 | 令和5年4月1日以降に下仁田町空き家バンクに登録された物件を賃借し、以下の条件のいずれかに該当する個人、企業、地域自主組織、NPO法人で、申請時において市区町村民税等を滞納していない方。 ・空き家バンク制度を利用して、空き家等を2年以上の賃貸借契約を締結した方(3親等以内の親族の購を除く。) | 15万円 | | | 契約締結後1年以内 | 企画課 | 0274-64-8809 | https://www.town.shimonita.lg.jp/shimonita-life/s001/040/20170221152933.html | | |